

令和 元 年度

第5回 第一農地部会定例会議事録

令和元年8月30日（金）

上越市役所 第一庁舎 4階 401 会議室

令和元年度第5回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年8月30日(金) 午前9時

場所 上越市役所 第一庁舎 4階 401会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

2番 内藤 義一	3番 滝本 武夫	6番 加藤 俊彦
13番 平野 宏一	14番 荻原 松男	19番 小林 正義
21番 清水 強		

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋 立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	副主任	井田 義之
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 佐藤 徳司	12番 上原 孝
----------	----------

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 議案なし

5 会 議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第5回第一農地部会を開催いたします。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員が全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号6番 佐藤 徳司 委員、議席番号12番 上原 孝 委員の兩名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」> 議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号1番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	1頁、議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号1番の1件です。 番号1番は、大字三田新田地内に「農家住宅」を建築するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、同地区内で農業を営んでおりますが、上越市が施工する「都市計画道路黒井藤野新田線道路整備事業」に伴い、住宅及びその敷地が道路用地として収用の対象となり、移転を求められたことから農業経営に支障がない、同地区内の自己所有地とその隣接する農地を取得して、農家住宅を建築するものです。 隣接する農地については、後程、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」の中で、改めて説明させていただきます。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「農家住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は31.09%となります。また、工期は許可日から令和2年12月31日までです。

農家住宅の建築のため、都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

 (「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号1番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号21番から24番までの4件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保

4頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号21番から番号24番までの4件です。

21番は、大字下富川地内に「一般個人住宅」を建築するものであります。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートに妻と子供と居住していますが、子供の成長に伴い手狭であることから申請農地を取得して、「一般個人住宅」を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅及びカーポート1棟、申請面積620㎡で建ぺい率は19.23%となり、基準を満たしませんが、分筆するも狭隘で細長な農地となり利用価値が低く、耕作不便となることからやむを得ないと判断しました。また、工期は11月1日から令和2年5月31日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

22番は、大字下百々地内に「駐車場及びイベント広場等」を整備するものであります。7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

下百々町内会館には、利用者用の駐車場がなく、また、イベント開催時の広場もないことから申請農地を寄附により取得し、駐車場及びイベント広場を整備するものであります。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、町内会が整備する「駐車場及びイベント広場等」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

工期は9月10日から9月30日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

23番は、大字三田新田地内に、先ほど、議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」の中で説明させていただきました自己所有の農地と合わせて、「農家住宅」を建築するものであります。9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

24番は、大字下五貫野地内に「一般個人住宅」を建築するものであります。11頁に位置図、12頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートに妻と子供と居住していますが、子供の成長に伴い手狭であることから父親が所有する申請農地に使用貸借権を設定し、「一般個人住宅」を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅及びカーポート1棟で、建ぺい率は33.94%となります。また、工期は許可日から令和2年3月31日までです。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 21 番から 24 番までの 4 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第 2 号の 4 件を許可することに決定いたします。

＜議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議長 　議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 6 件、6 年超 10 年以内 8 件、10 年超なしで合計 15 件、利用権移転なし、所有権移転 2 件です。それでは、上程いたします。
はじめに利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 515 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 　議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
14 頁、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 515 番の 1 件で、再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きますして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号516番から521番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 15頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号516番から521番の6件で、久保埜 いずれも新規案件となります。

申請人は駒林集落の前町内会長であり、譲渡人の労力不足による畑の遊休農地化を防ぐために、現在耕作されている農地と休耕となっている農地を合わせ、今回使用貸借により農地を借り受け、集約化を図り野菜栽培するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きますして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号522番から529番までの8件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 16頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号522番から529番までの8件久保埜 で新規案件が2件です。

整理番号522番の譲受人については、先月開催の第4回農地部会においてご説明いたしました約20年前に上越市に移住して来られた方で、今後地域の担い手となる方です。当該農地を借り受け規模拡大を図るものです。18頁177番の関連案件となります。

523番は譲渡人の労力不足により、隣接地で耕作している譲受人へ利用権設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 最後に所有権移転、整理番号 530 番と 531 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 17 頁、所有権移転、整理番号 530 番と 531 番の 2 件です。内訳は、所有権を移転する土地、田 37 筆の 37,671 ㎡です。いずれも、公社あっせん協議に伴う公社への売買となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞

議長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 174 番から 181 番までの 8 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 18 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、8 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」1 件、「他者へ貸付予定」3 件、「他者へ売却」3 件、「他者へ売却予定」1 件の計 8 件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の8件を承認いたします。

<報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 　報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号95番から102番までの8件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　20頁、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号95番から102番までの8件の届出書を受理したのでご報告いたします。

　転用目的は、「一般個人住宅」5件、「事務所」1件、「住宅敷地拡張」1件、「共同住宅」1件の計8件です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第2号の8件を承認いたします。

議長 　次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

（中郷区駐在室分の議案）

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7106番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号7106番の1件です。

　本案件は、譲渡人が経営規模縮小に伴い譲渡し先を探していたところ、経営規模拡大の意向であった譲受人と話がまとまり売買するものです。

なお、譲受人は神奈川県在住となっておりますが、父親と月に1回程度帰ってきているため、一部管理は委託するものの自ら耕作しています。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7106番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7125番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相 葉

2頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件の届出書を受理しましたので報告いたします。

この案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は休耕となっておりますが、地区を担当する農地利用最適化推進委員を中心として耕作者を探すとともに、適正な管理を依頼いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」>

議長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7101番と7102番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相葉

3頁に記載のとおり、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、2件の届出書を受理しましたので報告いたします。

この2件は、農地利用集積円滑化団体を介して賃借している案件を、使用貸借へ変更するものです。

本案件は、住宅と線路に挟まれた農地で面積も小さく、耕作条件が悪いため双方で協議の上、使用貸借とすることに合意したものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の2件を承認いたします。

議長

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

1頁、番号7502番の1件で、板倉区針地内の農地となります。

本案件は、譲渡人が労力不足による経営規模縮小に伴い、譲受人に相談したところ、規模拡大の意向もあり承諾を得られたことから売買するものです。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

- 議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。
- 議長 **<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**
議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件のみです。それでは上程いたします。
事務局の説明を求めます。
- (板倉区) 議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
宮澤 3頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7654番の1件で、再設定となります。
これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。
- 議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- (「ありません」の声あり)
- 議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
- 議長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8107番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区)

井 田

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。

1頁、番号8107番の1件で、上田島地内の農地となります。

譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人に打診したところ、売買で契約が合意したものです。

これら案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8107番の1件を原案のとおり許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。議案第8107号の1件を許可することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8130番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区)

井 田

2頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件の届出書を受理しましたので報告いたします。

これは合意による解約であり、返還後は、「地主耕作」の予定です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議 長

本日の農地部会を終了いたします。(午前 9 時 42分)